

令和 7 年度 第 1 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

議 第 311 号 産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について

令和 7 年 1 月 12 日

(議第311号)
大計建企第281号
令和7年10月24日

大阪市都市計画審議会

会長 嘉名光市様

特定行政庁

大阪市長 横山英幸

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の
敷地の位置について（付議）

標題について、別紙案のとおり、建築基準法第51条ただし書
の規定により付議します。

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置等は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	大阪市 此花区 北港 二丁目 3番1の 一部	3,195.04 m ²	処理能力（一日あたり） 廃プラスチック類の破碎施設 36.0 t

理 由

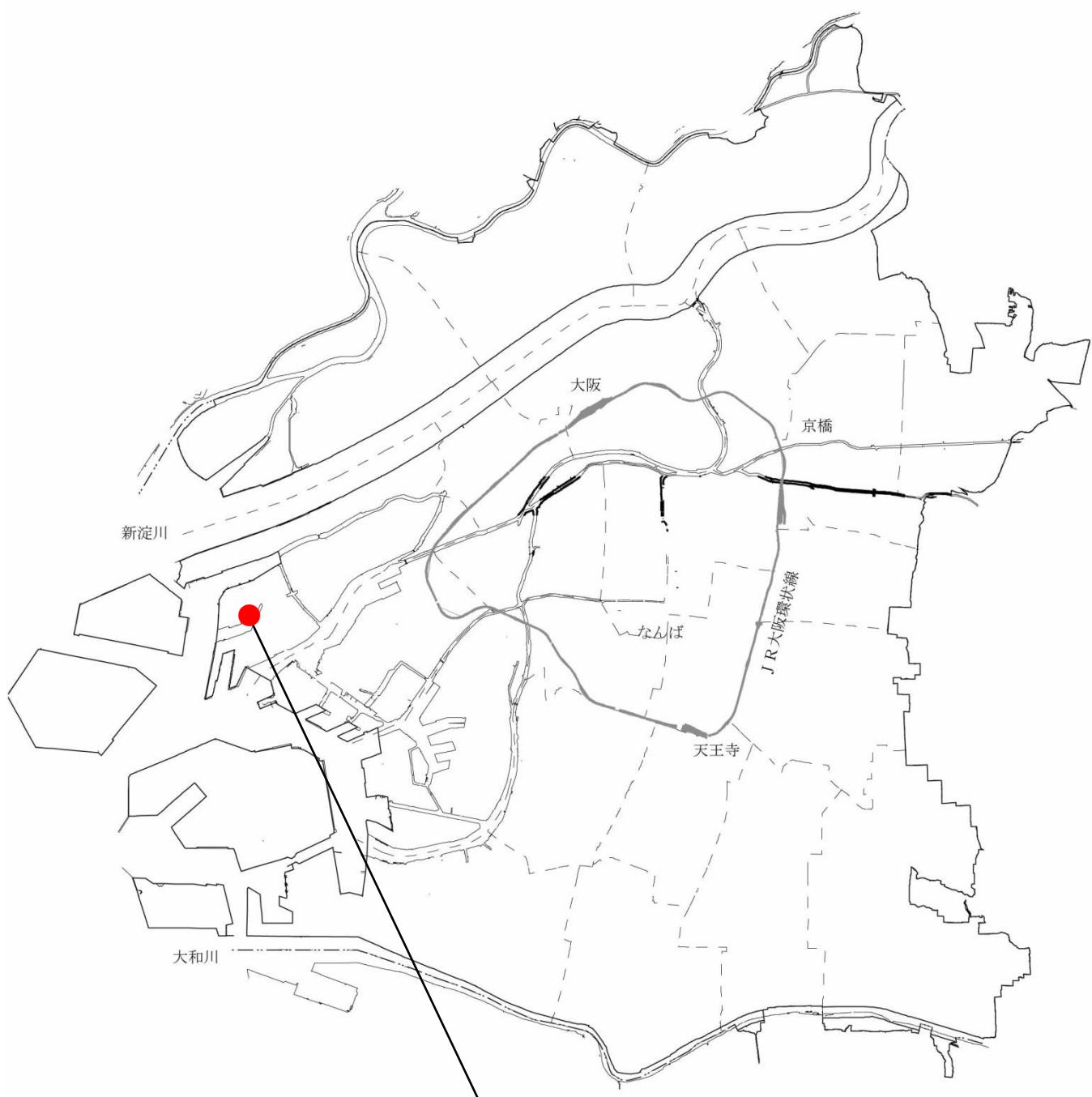
廃プラスチック類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

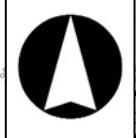
名 称		産業廃棄物処理施設			
位 置		大阪市此花区北港二丁目 3 番 1 の一部			
敷地面積		3, 195. 04 m ²			
地域地区		工業専用地域（建蔽率 10 分の 6、容積率 10 分の 20） 臨港地区（特殊物資港区）、建築基準法第 22 条区域			
施 設 の 概 要	主要用途		産業廃棄物処理施設		
	建 築 物	建築物用途	産業廃棄物処理施設	事務所	合計
		建築面積 (m ²)	1, 635. 67	49. 34	1, 685. 01
		延べ面積 (m ²)	1, 622. 07	80. 32	1, 702. 39
		構造・階数	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2 階建	—
	処理能力		廃プラスチック類の破碎施設 36. 0 t / 日		
	最終処分方法		資源として再利用を基本とし、 再利用できない廃棄物については最終処分場にて処理する		
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の変更なし ・処理能力を 4. 6 t / 日から 36. 0 t / 日へ変更 			

位置図



産業廃棄物処理施設の用途に
供する建築物の敷地の位置

説明図



此花区

北港1丁目

3.3.28 此花西部2号線

3

3.1.39 桜島東野田線

3.
2.
27

北港2丁目

此花
西部
1
号
線

梅町2丁目

桜島3丁目



産業廃棄物処理施設の用途に
供する建築物の敷地の位置

凡例